

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	具体的事業の実施内容	提案理由・代替措置の内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
金融庁	0330010	キャプティブ保険会社制度の創設	保険業法第6条第2項、第116条第3項、保険業法施行規則第71条第1項、平成11年金融監督庁・大蔵省告示第3号	保険会社が出再(再保険)する場合には、保険会社の責任準備金の積立を免除することについては、再保険を受ける者が保険会社の免許を受けている必要がある。保険会社には、最低資本金額や健全性の基準(ソルベンシーマージン基準)等の規制がある。	C	-	・ 保険業を行う者に係る現行の保険業法等の適正な基準(ソルベンシーマージン基準等)を満たさない「キャプティブ保険会社」を保険業法上認めることや、当該「キャプティブ保険会社」に出再する保険会社の責任準備金の積立を免除することは、保険契約者等の保護の観点から適当でないことから困難である。 ・ なお、特定の地域に限って、上記「キャプティブ保険会社」の設立を認めることや、当該「キャプティブ保険会社」に出再する保険会社の責任準備金の積立を免除することについても、出再元である一般の保険会社が破綻した場合の影響は特定地域に止まるものではなく、広く国内金融制度一般の問題として捉える必要があること等により、対応することは困難である。	提案主体によれば、世界的にキャプティブ数は増加傾向にあり、またアメリカにおいては各州内で設立が可能となってきたことと、上記「キャプティブ保険会社」の設立を認めることと、当該「キャプティブ保険会社」に出再する保険会社の責任準備金の積立を免除することについても、出再元である一般の保険会社が破綻した場合の影響は特定地域に止まるものではなく、広く国内金融制度一般の問題として捉える必要があること等により、対応することは困難である。	投資家保護の観点から有価証券報告書の開示項目が拡充され、事業等のリスクに関する情報開示が義務づけられた。企業にとってはリスクの把握・管理は必須のものとなっている。しかし企業は全てのリスクに対し既存の保険商品等で対応できている訳ではない。企業にとってリスクファイナンス手法の多様化が一層必要な状況にある。名護市の金融特区でパイロト的に「キャプティブ保険会社制度の創設」を認めて頂き適切な監督基準を設けることで、契約者の保護となり、海外への出再と同様に「責任準備金の積立免除」を認めることができると考える。なお、地域を限定することで、より効果的な管理監督が可能となる。	C	-	我が国における保険業を行う者に係る現行の保険業法等の適正な基準を満たさない「キャプティブ保険会社」に出再する保険会社の責任準備金の積立を免除すること等は、保険契約者等の保護の観点から困難である。	1063010	名護市は沖縄振興特別措置法に基づき金融業務特別地区の指定を受け、金融関連業務の集積を進めている。集積にあたっては、地域経済の自立化のみならず、我が国経済の活性化に寄与できる業務を「金融テクノロジー開発特区」構想により導入することで、全国に先駆けた金融関連業務の実験場としての機能も併せて担っていく。具体的には企業のリスクファイナンス手法として近年益々ニーズが高まっているキャプティブ保険会社の国内での設立を可能とすべく「キャプティブ保険会社制度の創設」を提案する。	企業の経営戦略上リスクマネジメントは重要な課題でありステークホルダーの関心も高い。我国では有価証券報告書でのリスク開示の義務化等、企業のリスク管理に対する姿勢が問われ、保険業界でも契約者保護の観点からリスク管理の更なる徹底が求められる等、リスクマネジメントの高度化は急務である。名護市が提案する「キャプティブ保険制度」は一般企業及び保険会社の有益な手段となり、我が国企業のリスクマネジメントの高度化に寄与すると考える。世界的にもキャプティブ数は増加傾向である。中でも米国での増加は著しく、各州内での設立が可能となることでキャプティブによるリスクマネジメントが進んでいる。我が国企業のニーズも高いと思われ、国内において出再元の一般保険会社が破綻し一般契約者に影響を与えぬよう、管理監督項目等を金融庁と検討させて頂き、国内から海外への出再と同様「責任準備金の積立免除」を規制緩和として法律で明文文化して頂きたい	名護市	金融庁
金融庁	0330020	投資信託委託業及び投資法人資産運用業認可の緩和	投資信託及び投資法人に関する法律第9条	投資信託委託業及び投資法人資産運用業を営むものとする者は内閣総理大臣の認可を受けなければならない。内閣総理大臣は認可申請について一定の基準に適合するかどうかを審査しなければならない。	C	-	投資信託は、投資家から集めた資金を集約して運用するスキームであり、投資家に分配される成果は資産運用を行う投資信託委託業者の運用にかかっている。このような業務を行う投資信託委託業者にあつては、業務を健全、公正かつ的確に遂行するに足る財産的及び人的基礎を有していることが投資家保護上不可欠であり、当該要件を緩和することは困難である。						1146010	沖縄総合事務局財務部に専用部署を設け、国内・海外の投資信託会社及び投資顧問会社について、「沖縄籍」の投資信託業務を認可する。「沖縄籍」投資信託業務に関しては、認可の審査基準を緩和する。このうち、国内投資信託委託業者は兼業業務として、法に則り申請をするものとし、現状認可のない投資顧問会社については、特区(=沖縄)内でのみ認可する。後者においては、投資信託委託業者をスポンサーとして指名し、沖縄での業務の管理を委任することを条件とする。ここで扱う商品としては、私募債投信に限定し、この譲渡益に関しては現行の課税基準を緩和する。これらにより、雇用の拡大及び国外への投資資金の国内還流を見こむことができる。	近年、国民投資への関心及び投資額は増加傾向にあり、投資信託の残高も増加の一路を辿っている。国内への投資に止まらず、国外への投資額も増加している。一方で、投資信託を委託される委託業者については、審査基準に基づいた審査後に、内閣総理大臣による承認を必要とする。これらの審査基準を緩和し、さらに投信商品への課税を一部緩和し、沖縄金融特区を設けることによって、沖縄を日本の「ケイマン」と位置づけ、国内からオフショアファンドに流れている資金の還流を目差すと共に、国外資金の国内投資をめざす。沖縄県内で金融活動が活発化することで、雇用の確保さらには拡大を見こむことができる。	(社)日本ニュービジネス協議会連合会	金融庁内閣府